

所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(所得税法施行令の一部改正)

第一条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第十五条)

第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第十六条)

第二章 課税所得の範囲

第一節 課税所得の範囲(第十七条)

第二節 非課税所得(第十八条―第三十条)

第三節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(第三十一条―第五十条)

第四節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税(第五十一条―第五十一条の五)

第三章 所得の帰属に関する通則(第五十二条)

第四章 納税地(第五十三条―第五十七条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 課税標準の計算

第一節 各種所得の金額の計算

第一款 利子所得及び配当所得(第五十八条―第六十二条)

第二款 事業所得(第六十三条)

第三款 給与所得(第六十四条―第六十八条)

第四款 退職所得(第六十九条―第七十七条)

第五款 山林所得(第七十八条―第七十八条の三)

第六款 譲渡所得(第七十九条―第八十二条)

第七款 雑所得(第八十二条の二―第八十二条の四)

第二節 所得金額の計算の通則(第八十三条―第八十五条)

第三節 収入金額の計算(第八十六条―第九十五条)

改正前

目次

第一編 同上

第一章 同上

第一章の二 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 必要経費等の計算

第一款 必要経費に算入されないもの（第九十六条―第九十八条の二）

第二款 棚卸資産の評価

第一目 棚卸資産の評価の方法（第九十九条―第一百二条）

第二目 棚卸資産の取得価額（第百三条・第百四条）

第三款 有価証券の評価

第一目 有価証券の評価の方法（第一百五―第一百八条）

第二目 有価証券の取得価額（第百九条―第百七条）

第三目 譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等（第百八条・第百九条）

第三款の二 暗号資産の評価

第一目 暗号資産の評価の方法（第百九条の二―第百九条の五）

第二目 暗号資産の取得価額（第百九条の六・第百九条の七）

第四款 減価償却資産の償却

第一目 減価償却資産の償却の方法（第百二十条―第百二十五条）

第二目 減価償却資産の取得価額等（第百二十六条―第百三十条）

第三目 減価償却資産の償却費の計算（第百三十一条―第百三十六条）

第四目 減価償却資産の償却費の計算の細目（第百三十六条の二）

第五款 繰延資産の償却（第百三十七条）

第六款 少額の減価償却資産等の取得価額の必要経費算入（第百三十八条―第百三十九条の二）

第七款 資産損失（第百四十条―第百四十三条）

第八款 引当金

第一目 貸倒引当金（第百四十四条―第百五十二条）

第二目 退職給与引当金（第百五十三条―第百六十三条）

第九款 専従者控除（第百六十四条―第百六十七条）

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第三款の二 同上

第一目 同上

第二目 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第九款 同上

- 第十款 特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入（第百六十七条の二）
- 第十一款 給与所得者の特定支出（第百六十七条の三―第百六十七条の五）
- 第四節の二 外貨建取引の換算（第百六十七条の六）
- 第五節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例（第百六十七条の七―第百七十八条）
- 第六節 その他の収入金額及び必要経費の計算の特例等
- 第一款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第百七十九条・第百八十条）
- 第二款 資本的支出（第百八十一条）
- 第三款 借地権等の更新料を支払った場合の必要経費算入（第百八十二条）
- 第四款 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入（第百八十二条の二）
- 第五款 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算（第百八十三条―第百八十七条）
- 第七節 収入及び費用の帰属の時期の特例
  - 第一款 リース譲渡（第百八十八条―第百九十一条）
  - 第二款 工事の請負（第百九十二条―第百九十四条）
  - 第三款 小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期（第百九十五条―第百九十七条）
- 第七節の二 リース取引（第百九十七条の二）
- 第七節の三 信託に係る所得の金額の計算（第百九十七条の三）
- 第八節 損益通算及び損失の繰越控除（第百九十八条―第二百四条の二）
- 第二章 所得控除（第二百五条―第二百二十条）
- 第三章 税額控除（第二百二十条の二―第二百二十六条の二）
- 第四章 税額の計算の特例（第二百二十七条―第二百五十八条）
- 第五章 申告、納付及び還付
  - 第一節 予定納税（第二百五十九条―第二百六十一条）
  - 第二節 確定申告及びこれに伴う納付
  - 第一款 確定申告（第二百六十二条―第二百六十四条）

- 第十款 同上
- 第十一款 同上
- 第四節の二 同上
- 第五節 同上
- 第六節 同上
- 第一款 同上
- 第二款 同上
- 第三款 同上
- 第四款 同上
- 第五款 同上
- 第七節 同上
  - 第一款 同上
  - 第二款 同上
  - 第三款 同上
- 第七節の二 同上
- 第七節の三 同上
- 第八節 損益通算及び損失の繰越控除（第百九十八条―第二百四条）
- 第二章 同上
- 第三章 同上
- 第四章 同上
- 第五章 同上
  - 第一節 同上
  - 第二節 同上
  - 第一款 同上

第二章	公的年金等に係る源泉徴収（第三百十九條の五―第三百十九條の四）
第一章の二	退職所得に係る源泉徴収（第三百十九條の三―第三百十九條の四）
第三節	給与所得者の源泉徴収に関する申告（第三百十六條の二―第三百十九條の二）
第二節	年末調整（第三百十一條―第三百十六條）
第一節	源泉徴収義務及び徴収税額（第三百七條―第三百十條）
第一章	給与所得に係る源泉徴収
第四編	源泉徴収
第二節	外国法人の納税義務（第三百三條の二―第三百六條の二）
第一節	内国法人の納税義務（第二百九十八條―第三百三條）
第三章	法人の納税義務
第二節	非居住者に対する所得税の分離課税（第二百九十六條・第二百九十七條）
第四款	更正及び決定（第二百九十五條）
第三款	更正の請求の特例（第二百九十四條）
第二款	申告、納付及び還付（第二百九十三條）
第一款	課税標準、税額等の計算（第二百九十二條―第二百九十二條の十四）
第一節	非居住者に対する所得税の総合課税
第二章	非居住者の納税義務
第一章	国内源泉所得（第二百七十九條―第二百九十一條の二）
第三編	非居住者及び法人の納税義務
第八章	更正及び決定（第二百七十五條―第二百七十八條）
第七章	更正の請求の特例（第二百七十四條）
第六章	修正申告の特例（第二百七十三條の二）
第十三條	純損失の繰戻しによる還付（第二百七十一條―第二百七十一條の二）
第二款	確定申告による還付（第二百六十七條―第二百七十條）
第一款	納税の猶予（第二百六十六條の二・第二百六十六條の三）
第三款	延払条件付譲渡に係る所得税額の延納（第二百六十五條・第二百六十六條）
第二款	延払条件付譲渡に係る所得税額の延納（第二百六十五條・第二百六十六條）

第二章	同上
第一章の二	同上
第三節	同上
第二節	同上
第一節	同上
第一章	同上
第四編	同上
第二節	同上
第一節	同上
第三章	同上
第二節	同上
第四款	同上
第三款	同上
第二款	同上
第一款	同上
第一節	同上
第二章	同上
第一章	同上
第三編	同上
第八章	同上
第七章	同上
第六章	同上
第十三條	同上
第二款	同上
第一款	同上
第三款	同上
第二款	同上
第一款	同上

条の十二)

第三章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第三百二十五条―第三百二十五条）

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第三百二十六条）

第三節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第三百二十七条）

第四章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第三百二十八条―第三百三十四条）

第五章 源泉徴収に係る所得税の徴収（第三百三十四条の二）

第五編 雑則（第三百三十五条―第三百五十六条）

附則

（有価証券に準ずるものの範囲）

第四条 法第二条第一項第十七号（定義）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限るものとし、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権を除く。）

二・三 省略

（固定資産の範囲）

第五条 法第二条第一項第十八号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券、資金決済に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるものとする。

一～四 省略

（配当所得の金額の計算上控除する負債の利子）

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第五編 同上

附則

（有価証券に準ずるものの範囲）

第四条 法第二条第一項第十七号（有価証券の意義）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）

二・三 同上

（固定資産の範囲）

第五条 法第二条第一項第十八号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるものとする。

一～四 同上

（配当所得の金額の計算上控除する負債の利子）

第五十九条 法第二十四条第二項（配当所得）に規定する政令で定めるものは、事業所得又は雑所得の基因となつた資金決済に関する法律第二条

第九項（定義）に規定する特定信託受益権で金融商品取引法第二条第一項第十四号（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限り）に表

示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限り）に該当するものとする。

2| 法第二十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払う同項に規定する負債の利子の額を十二で除し、これにその年において当該負債により取得した元本を有していた期間の月数を乗じて計算した金額とする。

3| 省略

（暗号資産の取得価額）

第一百九条の六 第一百九条の二第一項（暗号資産の評価の方法）の規定による暗号資産の評価額の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省略

二 自己が発行することにより取得した暗号資産 その発行のために要した費用の額

三 前二号に掲げる暗号資産以外の暗号資産 その取得の時におけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

2 省略

（信用取引による暗号資産の取得価額）

第一百九条の七 居住者が暗号資産信用取引（他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいう。以下この条において同じ。）の方法による暗号資産の売買を行い、かつ、当該暗号資産信用取引による暗号資産の売付けと買付けとにより当該暗号資産信用取引の決済を行った場合には、当該売付けに係る暗号資産の取得に要した経費としてその者のその年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、第一百九条の二から前条までの規定にかかわらず、当該暗号資

第五十九条

法第二十四条第二項（配当所得の金額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払う同項に規定する負債の利子の額を十二で除し、これにその年において当該負債により取得した元本を有していた期間の月数を乗じて計算した金額とする。

2| 同上

（暗号資産の取得価額）

第一百九条の六 同上

一 同上

二 前号に掲げる暗号資産以外の暗号資産 その取得の時におけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

2 同上

（信用取引による暗号資産の取得価額）

第一百九条の七 居住者が暗号資産信用取引（資金決済に関する法律第二条第七項（定義）に規定する暗号資産交換業を行う者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいう。以下この条において同じ。）の方法による暗号資産の売買を行い、かつ、当該暗号資産信用取引による暗号資産の売付けと買付けとにより当該暗号資産信用取引の決済を行った場合には、当該売付けに係る暗号資産の取得に要した経費としてその者のその年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入す

産信用取引において当該買付けに係る暗号資産を取得するために要した金額とする。

(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)

**第一百四十四条** 法第五十二条第一項(貸倒引当金)に規定する政令で定める事実は、次の各号に掲げる事実とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第五十二条第一項の居住者がその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この項において同じ。)において有する貸金等(同条第一項に規定する貸金等を含む。以下この条において同じ。)につき、当該貸金等に係る債務者について生じた次に掲げる事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること 当該貸金等の額のうち当該事由が生じた日の属する年の翌年一月一日から五年を経過する日までに弁済されることとなつている金額以外の金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下この項において「取立て等」という。)の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)

イハ 省 略

二 法人税法施行令第二十四条の二第一項(再生計画認可の決定に準ずる事実等)に規定する事実が生じたこと。

ホ 省 略

二四 省 略

二三 省 略

(純損失の繰越控除)

**第二百一条** 法第七十条第一項又は第二項(純損失の繰越控除)の規定による純損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する純損失の金額が前年以前三年内(法第七十条の二第一項から第三項まで(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次号において同じ。)の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年

る金額は、第一百九条の二から前条までの規定にかかわらず、当該暗号資産信用取引において当該買付けに係る暗号資産を取得するために要した金額とする。

(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)

**第一百四十四条** 同 上

一 同 上

イハ 同 上

二 同 上

二四 同 上

二三 同 上

(純損失の繰越控除)

**第二百一条** 同 上

一 控除する純損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた純損失の金額から順次控除する。

に生じた純損失の金額から順次控除する。

二 前年以前三年内の一の年において生じた純損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

イ 純損失の金額のうちに総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額（第九十八条第一号から第五号まで（損益通算の順序）の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額をいう。ハにおいて同じ。）があるときは、これをまずその年分の総所得金額から控除する。

ロ 省 略

ハ イの規定による控除をしてもなお控除しきれない総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、その年分の山林所得金額（ロの規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額から控除する。

ニ ロの規定による控除をしてもなお控除しきれない山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、その年分の総所得金額（イの規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額（ハの規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除する。

三 その年分の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、まず第六十九条（損益通算）の規定による控除を行つた後に法第七十条第一項又は第二項の規定による控除を行う。

2 | 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第七十条の二第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び第二〇四条第三項（雑損失の繰越控除）において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び第二〇四条第三項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも古い年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）

第二百三条の二 法第七十条の二第一項各号（特定非常災害に係る純損失

二 同 上

イ 純損失の金額のうちに総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額（第九十八条第一号から第五号まで（損益通算）の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額をいう。ハにおいて同じ。）があるときは、これをまずその年分の総所得金額から控除する。

ロ 同 上

ハ イの規定による控除をしてもなお控除しきれない総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、その年分の山林所得金額（ロの規定による控除が行なわれる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額から控除する。

ニ ロの規定による控除をしてもなお控除しきれない山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、その年分の総所得金額（イの規定による控除が行なわれる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額（ハの規定による控除が行なわれる場合には、当該控除後の金額）から控除する。

三 その年分の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、まず第六十九条（損益通算）の規定による控除を行なつた後に法第七十条第一項又は第二項の規定による控除を行なう。



の繰越控除の特例)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 固定資産 法第七十条の二第一項に規定する特定非常災害(次号において「特定非常災害」という。)による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第三十八条第一項又は第二項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として法第五十条(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

2| 法第七十条の二第四項第一号に規定する政令で定める純損失の金額は、その者のその年において生じた純損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額とする。

3| 法第七十条の二第四項第二号に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、前条各号に掲げる費用の支出とする。

4| 法第七十条の二第四項第三号に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

5| 法第七十条の二第四項第五号に規定する政令で定める純損失の金額は、その者の同条第一項に規定する特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち、当該特定非常災害発生年において生じた法第七十条第二項各号(純損失の繰越控除)に掲げる損失の金額に達するまでの金額とする。

#### (雑損失の繰越控除)

第二百四条 法第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)の規定による雑損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する雑損失の金額が前年以前三年内(法第七十一条の二第一項(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次号において同じ。)の二以上の年に生

#### (雑損失の繰越控除)

第二百四条 同上

一 控除する雑損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた雑損失の金額から順次控除する。

じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた雑損失の金額から順次控除する。

## 二 省 略

2 その年の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第七十条（純損失の繰越控除）の規定による控除が行われる場合には、まず、法第六十九条（損益通算）及び第七十条の規定による控除を行つた後、法第七十一条の規定による控除を行う。この場合において、控除する純損失の金額及び雑損失の金額が前年以前三年内（法第七十条の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）又は第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、前年以前五年内）の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も古い年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額から順次控除する。

3 前二項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第七十一条の二第一項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第二百六条第五項（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第二百六条第五項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額若しくは特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして前二項の規定による控除を行う。

### （特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）

第二百四條の二 次條の規定は、法第七十一条の二第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次條第一項中「居住者の」とあるのは「居住者と生計を一にする」と、「する。」とあるのは「する。この場合において、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第七十一条の二第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）の特定非常災害が発生した日の現況による。」と、同條第二項中「第七十二条第一項」とあるのは「第七十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

2 法第七十一条の二第二項に規定するやむを得ない支出で政令で定める

## 二 同 上

2 その年の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第七十条（純損失の繰越控除）の規定による控除が行なわれる場合には、まず、法第六十九条（損益通算）及び第七十条の規定による控除を行つた後、法第七十一条の規定による控除を行なう。この場合において、控除する純損失の金額及び雑損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も古い年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額から順次控除する。

ものは、第二百六条第一項第一号から第三号まで（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）に掲げる支出とする。

（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）

第二百六条 省 略

2・3 省 略

4 その年において生じた法第七十二条第一項に規定する損失の金額のうち法第七十一条の第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）に規定する特定非常災害により生じた損失の金額と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の法第七十二条第一項に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、当該特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとする。

5 前項の場合において、雑損失の金額のうちに特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときは、法第七十二条第一項の規定による控除については、他の雑損失金額から順次控除する。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第二百七条 法第七十八条第二項第三号（寄附金控除）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一・一の二 省 略

二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構

三 六 省 略

（二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属）

第二百十八条 法第八十五条第四項（扶養親族等の判定の時期等）の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、同項に規定する居住者の提出するその年の法第一百十二条第一項（予定納税額の減額の承認の申請手続）に規定する申請書、確定申告書又は法第九十四条第一項若しくは第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）、第九十五条第一項若しくは第三項（従たる給与についての扶養控除等申告書）、第九十五条の第二

（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）

第二百六条 同 上

2・3 同 上

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第二百七条 同 上

一・一の二 同 上

二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社

三 六 同 上

（二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属）

第二百十八条 法第八十五条第四項（扶養親族等の判定の時期等）の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、同項に規定する居住者の提出するその年の法第一百十二条第一項（予定納税額の減額の承認の申請手続）に規定する申請書、確定申告書又は法第九十四条第一項若しくは第二項（給与所得者の扶養控除等申告書）、第九十五条第一項若しくは第二項（従たる給与についての扶養控除等申告書）、第九十五条の第二

項（給与所得者の配偶者控除等申告書）若しくは第二百三条の六第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定による申告書（法第九十四条第二項、第九十五条第二項又は第二百三条の六第二項の規定により提出した法第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第二百三条の六第一項の申告書を含む。以下この条において「申告書等」という。）に記載されたところによる。ただし、本文又は次項の規定により、当該配偶者が当該同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかとされた後において、当該居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することを妨げない。

## 2 省 略

（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）

## 第二百六十二条 省 略

## 2 省 略

3 法第二百二十条第三項第二号（法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる親族に係る次に掲げる書類を、当該記載がされる障害者控除に係る障害者（確定申告書に控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として記載がされる者を除く。以下この項において「国外居住障害者」という。）又は当該記載がされる控除対象配偶者若しくは配偶者特別控除に係る配偶者（以下この項において「国外居住配偶者」という。）の各人別に確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された当該国外居住障害者に係る障害者控除の額に相当する金額若しくは当該国外居住配偶者に係る配偶者控除若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額に係る次に掲げる書類又は当該給与等の金額から控除されたこれらの相当する金額に係る国外居住障害者若しくは国外居住配偶者以外の者について法第九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）、第九十五条第五項（従たる給与についての扶養控除等申告書）若しくは第二百三条の六第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定により提出し、若しくは提示した第一号に掲げる書類については、この限りでない。

項（給与所得者の配偶者控除等申告書）若しくは第二百三条の六第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の申告書を含む。以下この条において「申告書等」という。）に記載されたところによる。ただし、本文又は次項の規定により、当該配偶者が当該同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかとされた後において、当該居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することを妨げない。

## 2 同 上

（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）

## 第二百六十二条 同 上

## 2 同 上

3 法第二百二十条第三項第二号（法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる親族に係る次に掲げる書類を、当該記載がされる障害者控除に係る障害者（確定申告書に控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として記載がされる者を除く。以下この項において「国外居住障害者」という。）又は当該記載がされる控除対象配偶者若しくは配偶者特別控除に係る配偶者（以下この項において「国外居住配偶者」という。）の各人別に確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された当該国外居住障害者に係る障害者控除の額に相当する金額若しくは当該国外居住配偶者に係る配偶者控除若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額に係る次に掲げる書類又は当該給与等の金額から控除されたこれらの相当する金額に係る国外居住障害者若しくは国外居住配偶者以外の者について法第九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）、第九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）若しくは第二百三条の六第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定により提出し、若しくは提示した第一号に掲げる書類については、この限りでない。

一・二 省略

4 法第二百二十条第三項第三号（法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる控除対象扶養親族（以下この項において「国外居住扶養親族」という。）の各人別に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された扶養控除の額に相当する金額に係る当該国外居住扶養親族の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は当該給与等の金額から控除された当該扶養控除の額に相当する金額に係る国外居住扶養親族以外の者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類のうち、法第九十四条第五項、第九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した第一号イ、第二号イ若しくはハ若しくは第三号イに掲げる書類については、この限りでない。

5・6 省略

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）  
第二百六十六条の二 法第三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用を受けようとする個人が担保を供する場合の手続については、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第十六条（担保の提供手続）に定める手続によるほか、法第三十七条の二第十一項第二号に規定する非上場株式会社等（以下この項、次項及び次条において「非上場株式会社等」という。）を担保として供する場合には、当該個人が当該非上場株式会社等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2 税務署長は、前項の規定により非上場株式会社等が担保として供されている場合において、当該担保を解除したときは、当該個人が当該非上場株式会社等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該個人に返還しなければならない。

一・二 同上

4 法第二百二十条第三項第三号（法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる控除対象扶養親族（以下この項において「国外居住扶養親族」という。）の各人別に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された扶養控除の額に相当する金額に係る当該国外居住扶養親族の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は当該給与等の金額から控除された当該扶養控除の額に相当する金額に係る国外居住扶養親族以外の者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類のうち、法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した第一号イ、第二号イ若しくはハ若しくは第三号イに掲げる書類については、この限りでない。

5・6 同上

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）  
第二百六十六条の二

3| 法第百三十七條の二第一項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する国外転出（以下この条において「国外転出」という。）の日から五年を経過する日（法第百三十七條の二第二項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日）までに同項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けている個人が死亡したことに  
 より、当該国外転出の時に有していた法第六十條の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等又は締結していた同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による  
 移転があつた場合とする。

4| 省 略  
 5| 省 略  
 6| 省 略  
 7| 省 略  
 8| 省 略  
 9| 省 略  
 10| 非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第百十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならぬ。この場合において、次条第六項及び第七項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第百三十七條の三第八項、第九項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。

11| 省 略  
 12| 次条第十六項及び第十七項の規定は、猶予承継相続人が法第百三十七條の二第二項の届出書、同条第六項に規定する継続適用届出書又は第七項の書類を提出する場合について準用する。

法第百三十七條の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する政令で定める場合は、同項に規定する国外転出（以下この条において「国外転出」という。）の日から五年を経過する日（法第百三十七條の二第二項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日）までに同項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による納税の猶予を受けている個人が死亡したことに  
 より、当該国外転出の時に有していた法第六十條の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等又は締結していた同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約の相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による移転があつた場合とする。

2| 同 上  
 3| 同 上  
 4| 同 上  
 5| 同 上  
 6| 同 上  
 7| 同 上  
 8| 非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第百十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならぬ。この場合において、次条第三項及び第四項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第百三十七條の三第八項、第九項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。

9| 同 上  
 10| 次条第十三項及び第十四項の規定は、猶予承継相続人が法第百三十七條の二第二項の届出書、同条第六項に規定する継続適用届出書又は第五項の書類を提出する場合について準用する。

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第二百六十六条の三 法第三百三十七条の三第一項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

( )の規定の適用を受けようとする者が担保を供する場合の手続については、国税通則法施行令第十六条(担保の提供手続)に定める手続によるほか、非上場株式等を担保として供する場合には、その者が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2| 税務署長は、前項の規定により非上場株式等が担保として供されている場合において、当該担保を解除したときは、その者が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類をその者に返還しなければならない。

3| 法第三百三十七条の三第一項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する贈与の日から五年を経過する日(同条第三項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日)までに当該贈与に係る非居住者である受贈者が死亡したことにより、当該贈与により移転を受けた法第六十条の三第一項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)に規定する有価証券等(以下この条において「有価証券等」という。)又は法第六十条の三第二項に規定する未決済信用取引等(以下この条において「未決済信用取引等」という。)若しくは法第六十条の三第三項に規定する未決済デリバティブ取引(以下この条において「未決済デリバティブ取引」という。)に係る契約の相続(限定承認に係るものに限る。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)による移転があつた場合とす

4| 省略

5| 第一項の規定は法第三百三十七条の三第二項の規定の適用を受けようとする相続人が非上場株式等を担保として供する場合について、第二項の規定は税務署長が当該担保を解除した場合について、それぞれ準用する。

6| 省略

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第二百六十六条の三

法第三百三十七条の三第一項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)に規定する政令で定める場合は、同項に規定する贈与の日から五年を経過する日(同条第三項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日)までに当該贈与に係る非居住者である受贈者が死亡したことにより、当該贈与により移転を受けた法第六十条の三第一項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)に規定する有価証券等(以下この条において「有価証券等」という。)又は法第六十条の三第二項に規定する未決済信用取引等(以下この条において「未決済信用取引等」という。)若しくは法第六十条の三第三項に規定する未決済デリバティブ取引(以下この条において「未決済デリバティブ取引」という。)に係る契約の相続(限定承認に係るものに限る。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)による移転があつた場合とする。

2| 同上

3| 同上

7| 省略

8| 法第三十七條の第三十項の規定は、同条第二項に規定する適用被相続人等の相続人である居住者が法第六十條の第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出（第二十一項において「国外転出」という。）をしようとする場合について準用する。

9| 法第三十七條の第三十二項に規定する政令で定める場合は、相続の開始の日から五年を経過する日（同条第三項の規定により同条第二項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日。第十二項において同じ。）までに当該相続又は遺贈（同条第二項に規定する遺贈をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の全てが死亡したことにより、当該相続又は遺贈により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の全てについて相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による移転があつた場合とする。

10| 省略  
11| 省略  
12| 省略

13| 法第三十七條の第三十六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 省略

14| 二 当該贈与の日又は相続の開始の日（次項において「贈与等の日」という。）の属する年分の法第二百十條第一項第三号（確定所得申告）に掲げる金額から法第三十七條の第三十一項に規定する適用贈与資産又は同条第二項に規定する適用相続等資産（これらの資産について既に同条第六項の事由が生じたものを除く。第十五項において同じ。）につき法第六十條の第三十一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該年分の同号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）  
贈与等の日の属する年分の所得税につき法第三十七條の第二一項（

4| 同上

5| 法第三十七條の第三十項の規定は、同条第二項に規定する適用被相続人等の相続人である居住者が法第六十條の第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出（第十八項において「国外転出」という。）をしようとする場合について準用する。

6| 法第三十七條の第三十二項に規定する政令で定める場合は、相続の開始の日から五年を経過する日（同条第三項の規定により同条第二項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日。第九項において同じ。）までに当該相続又は遺贈（同条第二項に規定する遺贈をいう。以下この項及び第九項において同じ。）に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の全てが死亡したことにより、当該相続又は遺贈により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の全てについて相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による移転があつた場合とする。

7| 同上  
8| 同上  
9| 同上  
10| 同上

一 同上

11| 二 当該贈与の日又は相続の開始の日（次項において「贈与等の日」という。）の属する年分の法第二百十條第一項第三号（確定所得申告）に掲げる金額から法第三十七條の第三十一項に規定する適用贈与資産又は同条第二項に規定する適用相続等資産（これらの資産について既に同条第六項の事由が生じたものを除く。第十二項において同じ。）につき法第六十條の第三十一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該年分の同号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）  
贈与等の日の属する年分の所得税につき法第三十七條の第二一項（



国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定の適用があり、かつ、法第百三十七条の三第一項の規定の適用がある場合には、前条第六項の規定にかかわらず、前項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第百三十七条の三第四項」とあるのは「第百三十七条の二第二項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)及び第百三十七条の三第四項」と、「所得税額」とあるのは「所得税額の合計額」と、「同条第六項」とあるのは「法第百三十七条の二第五項又は第百三十七条の三第六項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第二号中「当該贈与の日」とあるのは「当該国外転出(法第六十条の二第一項に規定する国外転出をいう。)(の日、贈与の日」と、「第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産又は」とあるのは「第百三十七条の二第一項に規定する適用資産(既に同条第五項の事由が生じたものを除く。)」につき法第六十条の二第一項から第三項までの規定の適用がないものとし、かつ、法第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産若しくは」と、それぞれ読み替えるものとする。

15| 法第百三十七条の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。)(の規定による納税の猶予に係る同条第一項に規定する贈与満了基準日又は同条第二項に規定する相続等満了基準日までに贈与、相続又は遺贈により移転を受けた適用贈与資産又は適用相続等資産について同条第六項の事由が生じた場合には、同条第七項に規定する適用贈与者等は、当該事由が生じた適用贈与資産又は適用相続等資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに第十三項(前項において準用する場合を含む。)(の規定による金額の計算に関する明細その他参考となるべき事項を記載した書類を、当該事由が生じた日から四月を経過する日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

16| 省 略  
17| 省 略

18| 法第百三十七条の三第十一項第三号に規定する政令で定める事由は、同号の適用贈与者等が国税通則法第百十七條第一項(納税管理人)に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき前条第八項に規定する死亡等事実が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該適用贈与者等が当該納税管理人につき当該死亡等事実の

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定の適用があり、かつ、法第百三十七条の三第一項の規定の適用がある場合には、前条第四項の規定にかかわらず、前項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第百三十七条の三第四項」とあるのは「第百三十七条の二第二項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)及び第百三十七条の三第四項」と、「所得税額」とあるのは「所得税額の合計額」と、「同条第六項」とあるのは「法第百三十七条の二第五項又は第百三十七条の三第六項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第二号中「当該贈与の日」とあるのは「当該国外転出(法第六十条の二第一項に規定する国外転出をいう。)(の日、贈与の日」と、「第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産又は」とあるのは「第百三十七条の二第一項に規定する適用資産(既に同条第五項の事由が生じたものを除く。)」につき法第六十条の二第一項から第三項までの規定の適用がないものとし、かつ、法第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産若しくは」と、それぞれ読み替えるものとする。

12| 法第百三十七条の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。)(の規定による納税の猶予に係る同条第一項に規定する贈与満了基準日又は同条第二項に規定する相続等満了基準日までに贈与、相続又は遺贈により移転を受けた適用贈与資産又は適用相続等資産について同条第六項の事由が生じた場合には、同条第七項に規定する適用贈与者等は、当該事由が生じた適用贈与資産又は適用相続等資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに第十項(前項において準用する場合を含む。)(の規定による金額の計算に関する明細その他参考となるべき事項を記載した書類を、当該事由が生じた日から四月を経過する日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

13| 同 上  
14| 同 上

15| 法第百三十七条の三第十一項第三号に規定する政令で定める事由は、同号の適用贈与者等が国税通則法第百十七條第一項(納税管理人)に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき前条第六項に規定する死亡等事実が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該適用贈与者等が当該納税管理人につき当該死亡等事実の

生じたことを知った日から六月を経過する日までに同法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこととする。

19) 省略

20) 非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならぬ。この場合において、第六項及び第七項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第三十七條の三第八項、第九項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。

21) 省略

22) 第十六項及び第十七項の規定は、猶予承継相続人が法第三十七條の三第三項の届出書、同条第七項に規定する継続適用届出書又は第十五項の書類を提出する場合について準用する。

#### (純損失の繰戻しをする場合の計算)

第二百七十一条 法第四十条第一項第二号（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四百四十一条第一項第二号（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）に掲げる金額を計算する場合において、純損失の金額の全部又は一部を前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から控除するときは、次に定めるところによる。

一 控除しようとする純損失の金額のうちに第二百一条第一項第二号イ（純損失の繰越控除）に規定する総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額がある場合には、これをまず前年分の課税総所得金額から控除する。

二 控除しようとする純損失の金額のうちに第二百一条第一項第二号ロに規定する山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額がある場合には、これをまず前年分の課税山林所得金額から控除する。

三 第一号の規定による控除をしてもなお控除しきれない総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、前年分の課税山林所得金額（前号の規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除

生じたことを知つた日から六月を経過する日までに同法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこととする。

16) 同上

17) 非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならぬ。この場合において、第三項及び第四項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第三十七條の三第八項、第九項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。

18) 同上

19) 第十三項及び第十四項の規定は、猶予承継相続人が法第三十七條の三第三項の届出書、同条第七項に規定する継続適用届出書又は第十二項の書類を提出する場合について準用する。

#### (純損失の繰戻しをする場合の計算)

第二百七十一条 同上

一 控除しようとする純損失の金額のうちに第二百一条第二号イ（純損失の繰越控除）に規定する総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額がある場合には、これをまず前年分の課税総所得金額から控除する。

二 控除しようとする純損失の金額のうちに第二百一条第二号ロに規定する山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額がある場合には、これをまず前年分の課税山林所得金額から控除する。

三 第一号の規定による控除をしてもなお控除しきれない総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、前年分の課税山林所得金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、当該控除後の金額）から控除

し、次に課税退職所得金額から控除する。

四 第二号の規定による控除をしてもなお控除しきれない山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、前年分の課税総所得金額（第一号の規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に課税退職所得金額（前号の規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除する。

五・六 省略

2| 前項の規定の適用がある場合において、その年において生じた純損失の金額のうちに、法第七十条の二第四項第一号（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）に規定する被災純損失金額と当該被災純損失金額以外の純損失の金額（同条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額に該当するものを除く。）とがある場合における法第四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）の規定により還付を受けらるべき金額の計算の基礎となる純損失の金額は、当該被災純損失金額以外の純損失の金額から順次成るものとして前項の規定による控除を行う。

（外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件）

第三百四条 法第八十条第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法人税法第四百九条第一項若しくは第二項（外国普通法人となつた旨の届出）又は第五百十条第四項若しくは第五項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）の規定による届出書を提出していること。

二 五 省略

（給与所得者の扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）

第三百十六条の二 法第九十四条第一項又は第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）で法第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するものは、これらの者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるものを当該申告書に添付し、又は当該申告書の

除し、次に課税退職所得金額から控除する。

四 第二号の規定による控除をしてもなお控除しきれない山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、前年分の課税総所得金額（第一号の規定による控除が行なわれる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に課税退職所得金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、当該控除後の金額）から控除する。

五・六 同上

（外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件）

第三百四条 同上

一 法人税法第四百九条第一項若しくは第二項（外国普通法人となつた旨の届出）又は第五百十条第三項若しくは第四項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）の規定による届出書を提出していること。

二 五 同上

（給与所得者の扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）

第三百十六条の二 法第九十四条第一項又は第二項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者で法第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するものは、これらの者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるものを当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならぬ。

提出の際提示しなければならない。

- 2 法第九十四条第一項又は第三項の規定による申告書に同条第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、次の各号に掲げる国外居住親族（同条第五項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 三 省 略

- 3 法第九十四条第六項の規定による申告書を提出する居住者は、国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの（当該国外居住親族が法第二条第一項第三十四号の二(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるもの）を各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

（控除対象扶養親族等を従たる給与についての扶養控除等申告書に追加する場合の手続）

- 第三百十八条 法第九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定により従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者が、その年において提出した法第九十四条第一項又は第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定による申告書に記載した同条第一項第六号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした同号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族を含む。）を法第九十五条第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族としようとする場合には、当該源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族について異動が生じたものとみなして法第九十四条第三項及び第九十五条第三項の規定を適用する。

（従たる給与についての扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）

- 2 法第九十四条第一項又は第二項の規定による申告書に同条第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、次の各号に掲げる国外居住親族（同条第四項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 三 同 上

- 3 法第九十四条第五項の規定による申告書を提出する居住者は、国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの（当該国外居住親族が法第二条第一項第三十四号の二(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるもの）を各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

（控除対象扶養親族等を従たる給与についての扶養控除等申告書に追加する場合の手続）

- 第三百十八条 法第九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定により従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者が、その年において提出した法第九十四条第一項又は第二項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定による申告書に記載した同条第一項第六号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族を法第九十五条第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族としようとする場合には、当該源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族について異動が生じたものとみなして法第九十四条第二項及び第九十五条第二項の規定を適用する。

（従たる給与についての扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示）

**第三百十八條の二** 法第九十五條第一項又は第三項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書に同条第四号に掲げる事項の記載をした居住者（同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、次の各号に掲げる記載がされた者の区分に応じ当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一・二 省略

（給与所得者の配偶者控除等申告書に関する書類の提出又は提示）

**第三百十八條の三** 法第九十五條の二第一項（給与所得者の配偶者控除等申告書）の規定による申告書に控除対象配偶者又は同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、当該記載がされた控除対象配偶者又は配偶者についての次に掲げる書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十四條第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定により提出し、又は提示したその控除対象配偶者又は配偶者に係る第一号に掲げる書類については、この限りでない。

一・二 省略

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）

**第三百四十二條** 省略

2 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める株式等の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該株式等を払込みにより取得した場合又は当該株式等を購入若しくは相続その他の方法により取得した場合において、当該払込みにより取得をする際又は当該株式等の名義の変更若しくは書換えの請求をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする法第二百二十四條の三第一項第二号に掲げる者（次号、第三号及び次項において「金融商品取引業者等」という。）又は同条第一項第四号に掲げる電子決済手段等取引業者（次号及び次項において「電子決済手段等

**第三百十八條の二** 法第九十五條第一項又は第二項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書に同条第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、次の各号に掲げる記載がされた者の区分に応じ当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一・二 同上

（給与所得者の配偶者控除等申告書に関する書類の提出又は提示）

**第三百十八條の三** 法第九十五條の二第一項（給与所得者の配偶者控除等申告書）の規定による申告書に控除対象配偶者又は同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、当該記載がされた控除対象配偶者又は配偶者についての次に掲げる書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十四條第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定により提出し、又は提示したその控除対象配偶者又は配偶者に係る第一号に掲げる書類については、この限りでない。

一・二 同上

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）

**第三百四十二條** 同上

2 同上

一 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該株式等を払込みにより取得した場合又は当該株式等を購入若しくは相続その他の方法により取得した場合において、当該払込みにより取得をする際又は当該株式等の名義の変更若しくは書換えの請求をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする法第二百二十四條の三第一項第二号に掲げる者（次号、第三号及び次項において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（営業所又は事務所をいう。以下この条及び第三百四十八條（信託受益権の譲渡の対価の

取引業者」という。)の営業所(営業所又は事務所をいう。以下この条及び第三百四十八条(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)において同じ。)の長に告知しているとき、当該株式等の譲渡の対価

二 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該対価の支払をする金融商品取引業者等又は電子決済手段等取引業者の営業所において株式等の保管の委託(当該対価の支払をする者が電子決済手段等取引業者である場合には、株式等の管理)に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等又は電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しているとき、その譲渡の時まで当該契約に基づき保管の委託又は管理をしていた株式等の当該対価

### 三・四 省略

3 前項の場合において、同項各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該株式等の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該対価の支払をする金融商品取引業者等又は電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

### 一 三 省略 4・5 省略

#### (信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)

第三百四十八条 国内において法第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権(以下第三百五十条(信託受益権の譲渡の対価の支払者の確認等)までにおいて「信託受益権」という。)の譲渡の対価(法第二百二十四条の四に規定する対価をいう。以下第三百五十条までにおいて同じ。)につき支払を受ける者(公共法人等を除く。以下この条において同じ。)は、当該信託受益権の譲渡の対価につきその支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の四に規定する財務省令で定める場所。以下第三百五十条までにお

受領者の告知)において同じ。)の長に告知しているとき、当該株式等の譲渡の対価

二 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所において株式等の保管の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき、その譲渡の時まで当該契約に基づき保管の委託をしていた株式等の当該対価

### 三・四 同上

3 前項の場合において、同項各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該株式等の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

### 一 三 同上 4・5 同上

#### (信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)

第三百四十八条 国内において法第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権(以下第三百五十条(信託受益権の譲渡の対価の支払者の確認等)までにおいて「信託受益権」という。)の譲渡の対価につき支払を受ける者(公共法人等を除く。以下この条において同じ。)は、当該信託受益権の譲渡の対価につきその支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の四に規定する財務省令で定める場所。以下第三百五十条までにおいて同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は第四項の

て同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する者(第三百五十条第一項において「番号既告知者」という。))にあつては、氏名又は名称及び住所。次項において同じ。)を、その信託受益権の譲渡の対価の法第二百二十四条の四に規定する支払者に告知しなければならない。

2 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該信託受益権を購入により取得した場合において、当該購入に係る売買契約の締結をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする法第二百二十四条の四第二号に掲げる金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は同条第三号に掲げる電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しているとき 当該信託受益権の譲渡の対価

二・三 省略

3 前項の場合において、同項各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該信託受益権の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該対価の支払をする同項各号の金融商品取引業者若しくは登録金融機関若しくは電子決済手段等取引業者又は信託の受託者の営業所の長に告知しなければならぬ。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

4 省略  
一〇三 省略

(支払調書等の提出の特例)

第三百五十五条

規定に該当する者(第三百五十条第一項において「番号既告知者」という。))にあつては、氏名又は名称及び住所。次項において同じ。)を、その信託受益権の譲渡の対価の法第二百二十四条の四に規定する支払者に告知しなければならない。

2 同上

一 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該信託受益権を購入により取得した場合において、当該購入に係る売買契約の締結をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする法第二百二十四条の四第二号に掲げる金融商品取引業者又は登録金融機関の営業所の長に告知しているとき 当該信託受益権の譲渡の対価

二・三 同上

3 前項の場合において、同項各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該信託受益権の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該対価の支払をする同項各号の金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は信託の受託者の営業所の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

4 同上  
一〇三 同上

(支払調書等の提出の特例)

第三百五十五条

法第二百二十八条の四第二項(支払調書等の提出の特例)の承認を受けようとする同項に規定する調書等を提出すべき者は、その者の氏名及び住所又は名称、所在地及び法人番号、その提出しようとする

法第二百二十八条の四第三項（支払調書等の提出の特例）の承認を受けようとする同項に規定する調書等を提出すべき者は、その者の氏名及び住所又は名称、所在地及び法人番号、当該調書等の同条第一項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、その者の同条第三項に規定する所轄の税務署長に提出しなければならない。

2| 前項の所轄の税務署長は、同項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3| 第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条 法第三条第五項に規定する政令で定める給与等、公的年金等、報酬又は料金は、給与等、公的年金等又は報酬等とする。ただし、その者が四以上の支払者から給与等、公的年金等又は報酬等の支払を受けるときは、その者の選択する三以下の支払者（その者が給与等の支払を受ける者であるときは、所得税法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の經由すべき給与等の支払者（当該支払者のない日雇給与の支払を受ける者については、日雇給与の支払者）及び二以下のその他の給与等、公的年金等又は報酬等の支払者）から支払を受ける給与等、公的年金等又は報酬等とする。

する同項に規定する光ディスク等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、その者の同項に規定する所轄の税務署長（以下この条において「所轄の税務署長」という。）に提出しなければならない。

2| 法第二百二十八条の四第三項の承認を受けようとする同項に規定する調書等を提出すべき者は、その者の氏名及び住所又は名称、所在地及び法人番号、当該調書等の同条第一項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、その者の所轄の税務署長に提出しなければならない。

3| 前二項の所轄の税務署長は、これらの規定の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4| 第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第九条 法第三条第五項に規定する政令で定める給与等、公的年金等、報酬又は料金は、給与等、公的年金等又は報酬等とする。ただし、その者が四以上の支払者から給与等、公的年金等又は報酬等の支払を受けるときは、その者の選択する三以下の支払者（その者が給与等の支払を受ける者であるときは、所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の經由すべき給与等の支払者（当該支払者のない日雇給与の支払を受ける者については、日雇給与の支払者）及び二以下のその他の給与等、公的年金等又は報酬等の支払者）から支払を受ける給与等、公的年金等又は報酬等とする。



② 法第三条第五項の規定による徴収の猶予は、災害により被害を受けた者のその年における同項に規定する雑損失の金額の見積額（以下「雑損失の金額の見積額」という。）又は当該雑損失の金額でその年の翌年以後三年以内（所得税法第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、五年以内）の各年において所得税法第七十一条第一項の規定による控除を受けることができる金額（以下「繰越雑損失の金額」という。）を基として、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 省略

④ 所得税法第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合における法第三条の規定の適用については、同条第五項中「三年以内の各年において」とあるのは「三年以内（所得税法第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合には、五年以内。以下この項において同じ。）の各年において」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年一月一日

イ 第一条中所得税法施行令第二百十八条第一項の改正規定、同令第二百六十二条第三項ただし書及び第四項ただし書の改正規定、同令第三百六十二条の二の改正規定、同令第三百十八條の三ただし書の改正規定

ロ 第二条中災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第一項ただし書の改正規定

ハ 附則第六条の規定

ニ 第一条中所得税法施行令第四条第一号の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第五十九条の改正規定、同令第三百四十二条の改正規定及び同令第三百四十八條の改正規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四

② 法第三条第五項の規定による徴収の猶予は、災害により被害を受けた者のその年における同項に規定する雑損失の金額の見積額（以下「雑損失の金額の見積額」という。）又は当該雑損失の金額でその年の翌年以後三年以内の各年において所得税法第七十一条第一項の規定による控除を受けることができる金額（以下「繰越雑損失の金額」という。）を基として、次に定めるところにより行うものとする。

③ 同上

年法律第六十一号)の施行の日

(暗号資産の取得価額に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)  
第百十九条の六第一項の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)  
以後に取得をする所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産について適用し、  
個人が施行日前に取得をした所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)第一条の規定による改正前の所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産については、なお従前の例による。

(信用取引による暗号資産の取得価額に関する経過措置)

**第三条** 新令第百十九条の七の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、  
令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置)

**第四条** 新令第二百七条第二号の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、  
個人が施行日前に支出した同項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置)

**第五条** 新令第二百六十六条の二第一項及び第二項の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

2 新令第二百六十六条の三第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)  
の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

(勤労者財産形成促進法施行令の一部改正)

**第六条** 勤労者財産形成促進法施行令(昭和四十六年政令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

(信託の受益者等とされない勤労者)

第十五条の二 法第六条の二第一項第二号の政令で定める者は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の勤労者とする。

(信託の受益者等とされない勤労者)

第十五条の二 法第六条の二第一項第二号の政令で定める者は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を当該事業場を経由して提出する勤労者以外の勤労者とする。